

第5回まちづくりルール庁内検討ワーキング会議録

日 時 平成16年7月6日(火) 13:30~16:50

場 所 第1会議室

出席者 アドバイザー: 福士札幌大学教授

委員: 三好 稲葉 上田 赤松 物見 本田 若杉

事務局: 伊藤 原 西野 高田

1 開 会

今回の会議は、アドバイザーの福士教授を迎え、住民参加条例の論点整理や、質疑応答、ワーキング素案 に見交換を次のとおり行った。

2 議 事

(1) 住民参加条例について(講義: 福士教授)

別添資料に基づいて、福士教授より住民参加条例の論点等についてレクチャーを受けた。内容は以下のとおり。

まちづくりと参加条例の関係

・まちづくりとは 自助・共助 ~ 自分たちのことは自分たちでやっていく
公助 ~ 行政が住民と社会契約を結んだ上で、自助や共助でできない部分を行う

・自治体と住民参加 自治体 ~ 市民、議会、行政
市民 ~ 主権者として参加する権利がある。
議会や行政 ~ 住民の代表や社会契約によりまちづくり参加

住民参加条例の一般的論点

住民参加の意味の多様化(参加・協働・支援)。どの部分への住民参加なのかを、条例で区分しなければ混乱が

参加 ~ 決定権のある事柄に参加すること

協働 ~ NPOや市民活動団体等とともに公共サービスを提供すること

(例:「富良野演劇工房」公設民営で実施。両者は自主独立した立場)

支援 ~ 住民の自立的活動を支援すること(補助金支出や人的支援)

参加条例の2類型が存在する。どのタイプの条例とするのか。

列記型参加条例 ~ 理念的に制度(会議の公開、委員の公募等)だけを定めるタイプ(例: 箕面市。参加条例として)

総合型参加条例 ~ 一定の行政活動に対し、参加の手法を組み合わせるタイプ

(例: 石狩市。最近参加条例として主流のタイプ)

参加条例の構成要素について、何を基本的に挙げるべきか確立されていない。どのような行政活動について、どのような参加ができるのか条例に定める必要がある。

基本構成要素 ~ 参加の主体(だれが)

参加の対象(どの行政活動)

参加の時期(どのタイミング)

参加の手法(どういう参加 ~ 審議会・パブリックコメント・公聴会・説明会・フォーラム・ワークショップ等)

その他の構成要素(条例論点比較表参照)

~ 参加の促進制度 参加の推進 条例の進行管理

自治基本条例

・自治基本条例の背景と必要性

自治体の自立・財政制約・住民意識の変化を背景として、自己決定・自己責任の部分を規定する必要性がでてきた

・自治基本条例と参加条例の位置づけ

自治基本条例に原則を書き、それを具体化するために参加条例を制定(神原北大教授)する場合や、自治基本条例具体的に規定し参加条例は別に制定しない場合(ニセコ町)等があるが、その取り組みの方向付けが問題となる。

既存に色々な制度に取り組んでいる(まちづくり講座などの情報共有の制度や行政評価制度など)場合、個々の部分のため、自治基本条例は作りやすいといえるが、参加条例制定後に自治基本条例を早めに取り組んでおくことも一つ考えられる。

(2) 質問事項について

市内検討ワーキングの別紙の質問事項について、アドバイザーの福土教授から回答を受けた。内容は以下のとおり

市民の定義の必要性について

<回答> 参加の権利として定義すべき。定義をしないと誰が参加して良いのか不明確。一般的な地方自治法の「住民」の定義を当てはめると、「住む人」と言うことになる。最近の市民参加条例では市民になっている。外国人についても、国民には含まれないが、住民には含まれる。

市の機関の定義について

<回答> 多元主義とするのか否か。限定する場合は、規定している市の機関以外には参加の保障はないということ

市民が負担する料金に関する条例の制定・改廃への市民参加手続の限界について

<回答> 決定権は市の側にあるため、市民参加手続に限界はない。今は負担する料金への市民の関心は強い。

他の法令との関係について(「反する事項」と「反することとなる限り」の違いや、他の法令で定められている市民参

<回答> 上乗せ条例のことを規定する場合に用いる。「反する事項」と「反する事となる限り」の言葉の意味の違い利用計画法に規定がある。上乗せを禁じている法令はないのではないかと。

通則と各節との関係規定について

<回答> 通則と各節の関係規定はなくても問題ない。

提出された意見の取り扱い規定について

<回答> ワーキング素案 で問題ない。

市の仕事の評価過程への市民参加を条例で規定することについて

<回答> 評価は結果に対するものや、計画過程に対するものなどがあり、評価をどのように捉えるのか論議が必須に盛り込むことは可能だが、相当の時間を要するところになる。

住民投票の条例化とその限界について

<回答> 住民投票は、市民参加条例に盛り込まずとも実施可能。市民参加条例に盛り込んである場合もあるが、ものとなる。それを重要視するより日常的な市民参加のあり方を重視すべき。自治基本条例に盛り込むのも可能。常票とする場合は、別条例とするほうがいい。

(3) ワーキング素案に対するアドバイザーからの助言について

別紙のワーキング素案 に対し、アドバイザーの福土教授より以下の通り助言を受けた。

情報の共有(第3章)の具体的な手法を盛り込む

情報の共有をどう考えているのか、そのための手法として何を考えているのか。情報の共有の手法が抜けている。手法を細かく規定しているのと同じように、情報の共有の手法、例えばまちづくり講座の実施などを規定したほうがいい

「広聴」は市民参加、「広報」は情報共有に分けて規定

・広聴広報(第6条)を規定しているが、「広聴」は市民参加に含まれ、「広報」は情報の共有に含まれる。広聴広報(第6条)を分けて規定したほうが、制度として明確になる。「提案・質問等の受付、アンケートの実施」は広聴(市民参加)に、「まちづくり講座・出前講座」はまちづくり講座(情報の共有)に分けてはどうか。

・市民からの提案・要望・苦情処理について、広聴広報(第6条)と市民からの提案、要望、苦情等の取扱い(第23条)を、「広聴」「広報」どちらか一方の規定(「広聴」として市民参加の分類で規定するのがいいのではないかと)

「ワークショップ」の規定を明確化

市民参加手続の手法として、「ワークショップ」を節で規定してはどうか。市民参加手続の手法が、審議会等、パブリック聴会だけをクローズアップするのでもいいのか。

条例の「進行管理」の規定

「第6章 市民参加手続調査審議会」を、条例の「進行管理」規定として、市民参加手続の実施後の状況(第11条後見直し(第4条)を進行管理に含めてはどうか。

重要な事項は規則でなく本文に盛り込む。(別表・規則の内容は本文へ)

誰が、どのような市の仕事に、どのような方法で、いつ、参加できるのかの明確化

重要な事項は規則でなく本文に盛り込んだほうがいい。参加の主体(誰が)、参加の対象(どのような市の仕事に)、どのような手法で、参加の時期(いつ)は、本文に盛り込む。具体的には、参加の対象となる別表(第7条関係)や、参照)は、本文に規定したほうが明確になる。

「パブリックコメント手続」の定義は不要(第2章第1項第5号)

「第3節 パブリックコメント手続」があるので必要ないのではないか。石狩市の条例で定義しているのはわかりにくいのだろうが、あえて必要ないのではないか。

「第2章 基本原則」は努力規定としない
基本原則が「～に努めます」という努力規定にはならないのではないか。

その他

(1) 前文について

なぜ情報の共有と市民参加を規定するのかということを前文で詳しく説明することもできる。

(2) 「市」について

用語の意味(第2条)で、「市」と定義すると議会を含むようにイメージしがちである。石狩などは「市の機関」としていいということなのであれば問題ないが。

(4) 意見交換

質問事項への回答及びワーキング素案への指摘を受け、以下のとおり委員より意見がだされた。アドバイザーの福等を踏まえて、ワーキング素案の修正を行い、次回検討することとなった。

市民の定義について

・市民の定義が難しいということで、定義をせずにその案件毎に規定していくと考えていたが、案件毎に考えるのも担当者の裁量による部分が大きく制度として明確ではない。

・参加の主体を最低限の規定をして、そのほか利害関係者を含むとすることも可能。

市の定義について

・水道事業者を含むべきか否か。

情報の共有について

・情報の共有の手法を盛り込むほうがいい。

・わかりやすく伝えるということ、広報や新聞では15歳以上にもわかる言葉を使用している。(第3条第2項にわかるとあるのにだぶる。)

(5) 第6回庁内検討ワーキングの日程等について

日 時 平成16年7月6日(火) 13:30～17:00

場 所 保健センター研修室

議 題 ・ワーキング素案の再検討(アドバイザーの助言を踏まえた修正後の素案)

・条例名検討

・ふらのっ子会議委員の選考など

3 閉 会